

東電改革・1F 問題委員会の分析

——福島事故後のリスク転換の展開——

東京大学 定松淳

【1. 目的】

福島原発事故発生後、数兆円に達すると想定された損害賠償に対応するため、日本政府によって原子力損害賠償支援機構が設立された。日本政府が支援機構を通じて東京電力に国債を交付し、東京電力と原発を保有する電力会社がそれを数十年にわたって支援機構に返納していく。これは東京電力に倒産することを認めず、東京電力を中心とする原子力事業者に賠償を支払続けることを求めるスキームであった。しかし2016年になって、この費用の一部を送電網の利用料という形で原発をもたない新電力からも徴収することが決定した。これは従来の方針からの大きな転換に見える。この決定を行った際、経産省では「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」（貫徹委員会）と「東電改革・1F 問題委員会」（東電委員会）が設置されていた。本報告では後者について分析を行い、ルーマンのいう「リスク転換」の観点から考察を加え、日本の社会システムがどのような選択を行いつつあるのかを明らかにすることを試みる。

【2. 方法】

東電委員会じたいは非公開であり、かつ逐語議事録は公開されていない。しかし議事要旨と当日の配布資料が公開されている。これらは限定的な資料ではあるとはいえ、社会学の内外においてこれまで十分に系統的に分析されてきたとは言えない。本報告では、貫徹委員会での議論の展開と照らし合わせながら、東電委員会での議論の展開を資料内在的に分析することをめざした。

【3. 結果】

東電委員会は主に経済界からの委員とジャーナリズム関係者の委員で構成されている。議論の中心は①東京電力の他電力との連携による収益向上・経営改革であり、それによって目指されていたのは②福島第一原発の「廃炉」事業のための費用捻出であった。そしてこれらは、機構からの交付国債の増額を認めてもらうための「新々・総合特別事業計画」の作成につながっていた。しかし①の経営改革で求められている内容は、福島事業を抱えながら、事故前の最高経常利益や株価最高額を上回ろうとするという相当厳しいものである。①に肯定的な委員には、事故以前からの東京電力の経営に対する不満が存在していた。一方、①に懐疑的な委員には、より福島の状態、あるいは東京電力の福島に対する責任に関心を払っている傾向が見られた。

【4. 結論】

意見の分岐は「東京電力に倒産してもらっては困る」という点で一致していると考えられる。これは、経済界にとってはシステミックリスクを惹起するリスクであり、日本政府にとっては財政負担が増大するというリスクである。そしてここに見られるのは、リスク転換の「負の連鎖」が起こっているというよりは、諸アクターがリスク転換の可能性を予期して、それを防止することに努力を傾注しているという状況である。であるとするならば、日本政府や経済界が主観的には「東京電力に厳しく責任を求めている」つもりであったとしても、客観的には現状のスキームを維持するために東京電力に甘い施策が行うということが今後も発生しうるのではないだろうか。これを監視・批判することも必要だが、社会科学的には、賠償・廃炉・除染という福島事故対応のなかでどの責任を一番東京電力に追わせるべきなのか、どこについては甘くさせるべきではないのか、単なる資金繰りを越えた事故対応スキーム全体の批判的検討を行っておく価値があるように思われる。